

報告第 16 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

処 分 事 項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
令和5年 7月10日	86,152円		令和5年5月9日午前9時40分頃、羽曳野市役所の公用車駐車場において、出庫するために公用車を前進させた際、公用車の右側面後方部が当該公用車の右隣に駐車されていた相手方車両の左前方部に接触し、相手方車両を損傷させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については市を100%、相手方を0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。
令和5年 8月8日	298,890円		令和5年6月23日午後2時20分頃、松原警察署西交差点付近において、公用車が国道309号線を走行していた際、渋滞により停車していた相手方車両の後部に公用車が追突し、相手方車両を損傷させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を100%、相手方を0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。
令和5年 8月3日	95,000円		令和5年6月22日午前8時40分頃、羽曳野市桃山台1丁目4番13号付近において、相手方車両が郡戸古市線から桃山台15号線に進入するため左折した際、歩道上に設置された防護柵に相手方車両の左側面後方が接触し、損傷したものであるが、当該防護柵の一部が破損しており、それにより損傷した部分も認められることから、本市が一部責任を負うもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を20%、相手方を80%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。